

投資事業評価調書（継続：再評価）

|  |   |                              |   |   |                 |                |
|--|---|------------------------------|---|---|-----------------|----------------|
| 部課室名   | 砂防課   | 記入責任者職氏名<br>(担当者氏名)          | 参事(グリーンベルト整備担当)<br>松本 幸男<br>(主査 赤曾部 俊則) |   | 内線              | 4469<br>(4461) |
| 事業種目   | 砂防事業  | 事業名                          | 事業区間                                    |   | 総事業費            | 約70億円          |
|  |   | 六甲山系グリーンベルト整備事業<br>(観音寺ブロック) | 神戸市灘区他 地内                               |   | 内用地補償費          | 約42億円          |
| 所在地  |   | 事業採択<br>年度                   | 着工年度                                    | 完成予定<br>年 度   | 進捗率<br>(内用補進捗率) | 32%<br>(33%)   |
| 神戸市灘区上野他 地内  |   | H7                           | H7                                      | H26   | 残事業費            | 約48億円          |
| 事業の目的  |   |                              |   | 事業内容  |                 |                |
| 本事業は、阪神淡路大震災を契機として六甲山麓地域の健全な生活環境確保のため、土砂災害に対する安全性を高めるとともに、緑豊かな自然環境の保全を図ることなどを目的に、市街地に面する山麓から山腹に至る斜面に以下の機能を持つ一連の樹林帯を整備するものである。<br>土砂災害の防止<br>都市のスプロール化防止<br>良好な都市環境、風致景観、生態系及び種の多様性の保全・育成<br>健全なレクリエーションの場の提供 |   |                              |   | 全体面積(観音寺ブロック)<br>64ha<br>えん堤工 7基<br>山腹工 6,900㎡<br>樹林整備 60ha 等<br>[負担割合 国:1/2 ,県:1/2 ] |                 |                |
| 進捗状況   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・買収予定面積64haのうち21ha取得済</li> <li>・えん堤工7基のうち3基整備済</li> <li>・山腹工6,900㎡については平成16年度に着手予定(210㎡)</li> <li>・樹林整備工60haのうち3.8haを整備中</li> </ul>  |                              |   |   |                 |                |
| 評価視点   | 評価結果の説明   |                              |   |   |                 |                |
| (1)必要性<br>安全・安心<br><br>快適性・ゆとり   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・阪神淡路大震災により地盤の緩んだ六甲山系について土砂災害を防止するため防災樹林帯を整備するものであり、整備により山麓部市街地の土砂災害に対する安全性を高めることができる。</li> <li>・土木構造物の導入は必要最小限に抑え、樹林が持つ防災機能を活かした整備をするため、緑豊かな生活環境の創出に資することができる。</li> </ul>   |                              |   |   |                 |                |
| (2)有効性・効率性   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業地の荒廃状況により ~ に区分して整備を実施している。</li> <li>・整備区分：崩壊地等の現状で明らかに土砂災害の危険性が高く、積極的な土砂災害対策が必要な区域については、えん堤工・山腹工など土木構造物により安全性を確保し、周辺植生の進入による樹林形成を期待する。</li> <li>・整備区分：現状で樹林の形成等がなされているが、土砂災害防止の観点から問題のある植生について、土砂災害防止効果の高い樹林へ林相転換するために樹林整備を行う。</li> <li>・整備区分：現状で良好な樹林が形成されている等、土砂災害防止の観点からは当面、現状のまま保全する区域については、良好な状態を維持するための樹林整備を行う。</li> <li>・将来にわたり確実に樹林の状態を確保する必要があることから、保安林等の法規制ではなく所有権を確保したうえで樹林整備を行っている。</li> <li>・事業目的がまちづくりと密接に関連することから、事業区域を「防砂の施設」として都市計画決定している。</li> </ul> |                              |   |   |                 |                |
| (3)環境適合性   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹林整備を主体として土砂災害防止を目指すものであり、良好な都市環境、風致景観、生態系及び種の多様性の保全も事業目的の1つとしている。</li> </ul>   |                              |   |   |                 |                |
| (4)優先性   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災後も崩壊地の拡大や新たな崩壊の発生が見られるなど土砂災害の危険性が高く、高密度に都市化された表六甲市街地において一度災害が発生すれば甚大な被害が想定されるため、当該事業の優先性は高い。</li> </ul>   |                              |   |   |                 |                |
| の再<br>結果<br>評価   | 継続  | 理由                           | 上記理由により事業継続が妥当である。                      |   |                 |                |